

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040060	寄附金に係る私人の公金取扱いに係る制限の撤廃(送金サービスを活用した携帯電話での申込・決済ツールの構築)	地方自治法第243条、第231条の2第6項、同施行令第157条の2、第158条	<p>〇地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)</p> <p>第二百三十一條之二 (第二) 寄附金は、私人の寄附が、個人の権利に関する事務を適切かつ確実に遂行することができるものとする。寄附金は、地方公共団体の事務に充てられて当該地方公共団体の職員が、当該地方公共団体の職員に委託して行われなければならない。寄附金は、地方公共団体の職員が、当該地方公共団体の職員に委託して行われなければならない。</p> <p>〇地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)</p> <p>第三十條之二 地方自治法第二十二條之二第一項に規定する事務で認められるものは、次の各号に掲げる事務のいづれにも該当するものとする。</p> <p>一 地方自治法第二十二條之二第一項に規定する事務に代わつて私人に委託する事務(次号に同じで「私人委託」という。)(左に掲げる事務に代わつて私人に委託するもの)</p> <p>二 地方自治法第二十二條之二第一項に規定する事務に代わつて私人に委託する事務(次号に同じで「私人委託」という。)(左に掲げる事務に代わつて私人に委託するもの)</p> <p>三 地方自治法第二十二條之二第一項に規定する事務に代わつて私人に委託する事務(次号に同じで「私人委託」という。)(左に掲げる事務に代わつて私人に委託するもの)</p> <p>四 地方自治法第二十二條之二第一項に規定する事務に代わつて私人に委託する事務(次号に同じで「私人委託」という。)(左に掲げる事務に代わつて私人に委託するもの)</p> <p>五 地方自治法第二十二條之二第一項に規定する事務に代わつて私人に委託する事務(次号に同じで「私人委託」という。)(左に掲げる事務に代わつて私人に委託するもの)</p> <p>六 地方自治法第二十二條之二第一項に規定する事務に代わつて私人に委託する事務(次号に同じで「私人委託」という。)(左に掲げる事務に代わつて私人に委託するもの)</p> <p>七 地方自治法第二十二條之二第一項に規定する事務に代わつて私人に委託する事務(次号に同じで「私人委託」という。)(左に掲げる事務に代わつて私人に委託するもの)</p> <p>八 地方自治法第二十二條之二第一項に規定する事務に代わつて私人に委託する事務(次号に同じで「私人委託」という。)(左に掲げる事務に代わつて私人に委託するもの)</p> <p>九 地方自治法第二十二條之二第一項に規定する事務に代わつて私人に委託する事務(次号に同じで「私人委託」という。)(左に掲げる事務に代わつて私人に委託するもの)</p> <p>十 地方自治法第二十二條之二第一項に規定する事務に代わつて私人に委託する事務(次号に同じで「私人委託」という。)(左に掲げる事務に代わつて私人に委託するもの)</p> <p>十一 地方自治法第二十二條之二第一項に規定する事務に代わつて私人に委託する事務(次号に同じで「私人委託」という。)(左に掲げる事務に代わつて私人に委託するもの)</p> <p>十二 地方自治法第二十二條之二第一項に規定する事務に代わつて私人に委託する事務(次号に同じで「私人委託」という。)(左に掲げる事務に代わつて私人に委託するもの)</p> <p>十三 地方自治法第二十二條之二第一項に規定する事務に代わつて私人に委託する事務(次号に同じで「私人委託」という。)(左に掲げる事務に代わつて私人に委託するもの)</p> <p>十四 地方自治法第二十二條之二第一項に規定する事務に代わつて私人に委託する事務(次号に同じで「私人委託」という。)(左に掲げる事務に代わつて私人に委託するもの)</p> <p>十五 地方自治法第二十二條之二第一項に規定する事務に代わつて私人に委託する事務(次号に同じで「私人委託」という。)(左に掲げる事務に代わつて私人に委託するもの)</p> <p>十六 地方自治法第二十二條之二第一項に規定する事務に代わつて私人に委託する事務(次号に同じで「私人委託」という。)(左に掲げる事務に代わつて私人に委託するもの)</p> <p>十七 地方自治法第二十二條之二第一項に規定する事務に代わつて私人に委託する事務(次号に同じで「私人委託」という。)(左に掲げる事務に代わつて私人に委託するもの)</p> <p>十八 地方自治法第二十二條之二第一項に規定する事務に代わつて私人に委託する事務(次号に同じで「私人委託」という。)(左に掲げる事務に代わつて私人に委託するもの)</p> <p>十九 地方自治法第二十二條之二第一項に規定する事務に代わつて私人に委託する事務(次号に同じで「私人委託」という。)(左に掲げる事務に代わつて私人に委託するもの)</p> <p>二十 地方自治法第二十二條之二第一項に規定する事務に代わつて私人に委託する事務(次号に同じで「私人委託」という。)(左に掲げる事務に代わつて私人に委託するもの)</p>	<p>ふるさと納税など、自治体側が求める公金取扱いの明確化し、かつ、負担付寄附でない旨を明示した寄附金に限って、地方自治法第243条の「私人による公金取扱の制限」の対象外としていただきたい。</p>	<p>資金移動業者による携帯電話での送金ツールを活用し、申込と同時に決済可能な仕組みを導入することで、寄附者の利便性向上と効果的な寄附獲得に取組みたい。</p> <p>提案理由: 〇 ふるさと納税によって寄附が貴重な財源となりつつあるが、税など異なるとしてその獲得には創意工夫が必要であり、例えば全額に多額の顧客を有する携帯電話を活用できれば効果的である。 〇 だが、私人による公金取扱いは原則禁止され、例外的に指定代理納付及び収納委託が認められているのみである。資金移動業者は銀行法の例外として決済取引(隔地間送金サービス)を導入しており、これは資金移動の依頼に基づき、自治体側(受取側)からの収納委託にすぎない。また、収納手段として事前の専用口座への入金と似た事後の携帯料金との合算払いも提供しており、仮に前者を収納委託、後者を指定代理納付として扱うにも、一連の事務の中で双方を切り分けて適用するのは多岐にわたる現実的ではない。 〇 現行の私人による取扱制限は公金の公平・公正を意図したものと思われるが、寄附金は納付の是非も顧客も寄附者の自発的意思に基づくものであるため、この制限の対象外としていただきたい。</p> <p>代替措置: 〇 「負担付寄附」についての判断をも私人が行うこととなるとの懸念も考えられるが、緩和措置の対象とする寄附金を負担付寄附ではないことがあらかじめ明確なものに限定すれば排除可能である。 〇 「収納委託」による公金取扱は必要情報の提供が担保されないとの懸念も考えられるが、法令等の定めがなくとも相互の契約や約款等で担保可能であり、仮にそれで十分なら緩和措置の要件とすればよいと考える。</p>	C	I	<p>ご提案の内容の、専用口座に事前に入金している資金を、寄附者の指示により指定金融機関の口座に資金移動することについては、寄附者と携帯事業者の間における契約等により対応が可能であり、地方自治法による制限の問題ではないと考える。</p> <p>一方、後者の携帯電話の使用料金とともに寄附金を後日寄附者に対して請求する仕組みについては、携帯事業者による寄附金の立替払となり、指定代理者納付制度を用いない場合には、納付時期が不明確となることから、認めることは困難である。</p> <p>従って、私人の徴収委託制度における委託及び指定代理者納付制度における指定の双方を行わないこととするご提案の内容については認めることは困難であるが、当該携帯事業者を指定代理者として指定することによりご提案の内容は実現できるものと考えます。</p>	<p>右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>	<p>・専用口座に事前入金した資金を移動し、寄附することは寄附者と事業者との契約関係であり、「自治法による制限の問題ではない」とのことだが、収納委託等は要しないと考えると、電話料金とともに後日寄附者に寄附金を請求する仕組みは指定代理納付で実現可とのことだが、電話番号等を施行令の「証票等」と見なすと考えると、いかがか。</p> <p>・資金決済法上も規約上も顧客の依頼に基づく一体的なサービスで履行保証も譲渡されているため、さらに指定代理納付を用いず行うことを検討いただきたい。</p> <p>・公金になる時期は規約等から送金手続日でも支障ないように思うが、それが困難でも寄附金に延滞金は課さないで寄附者の不利益は考えにくい。</p>	1026020	佐賀県	佐賀県	総務省	